

！大切なお知らせ！

令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金のご案内



子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！

1. 申請は必要ですか？

今回、支給を受けるにあたって、申請は不要です。

※希望しない場合等は、5月29日（金）までに、給付金受給拒否の届出書を提出してください。（郵送または役場窓口へ）

2. だれがもらえるの？（支給対象者）

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当を受給している方です。

※特例給付（児童一人につき5,000円）の受給者は対象となりません。

3. うちの子は、対象になるの？（対象児童）

平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた子で、令和2年4月分（4月から新高校1年生となっている場合は3月分）の児童手当の対象となる児童です。

4. いくらもらえるの？（給付額）

対象児童1人につき、1万円です。

5. いつもらえるの？（支給時期）

対象の方には、6月に支給を予定しています。7月以降、支給の確認ができなかった場合には、お問い合わせください。

※公務員については、別途申請が必要なため、6月以降に随時支給予定です。

6. どんなかたちでもらえるの？（支給方法）

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当を受給している口座に振り込みます。

【ご注意ください】

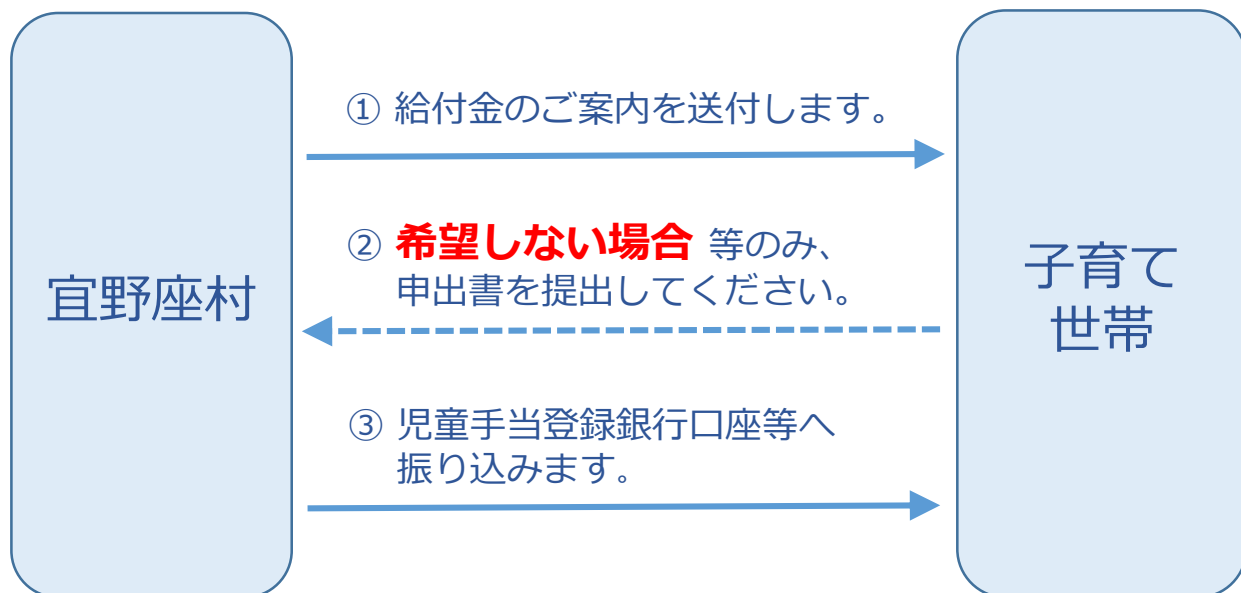
※児童手当の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており、給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合は、児童手当の振込指定口座の変更手続等をお願いします。

※上記につきましては、指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、子育て世帯への臨時特別給付金が支給されませんので、令和2年12月末までに必ずご対応をお願いします。

※この給付金は、児童手当に登録されている情報で通知・給付します。ご了承ください。（宜野座村情報公開及び個人情報保護に関する条例第21条第5号及び第6号の規定）

裏面に続きます。必ずご確認ください！

申請は不要です。
宜野座村では、6月に支給する見込みです。



こんなときはどうなるの？

Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A. 「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」は、基準日（令和2年3月31日）時点での居住市町村（特別区含む）から支給されますので、4月1日以降転居された方は、転出元の市町村にお問い合わせください。

※新高校1年生については、令和2年2月29日時点での居住市町村から支給されます。

Q. DV被害により子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

A. 令和2年4月分の児童手当の支給を配偶者（DV加害者）が受けている場合についても、子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けることができる場合がありますのでなるべく早くご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

子育て世帯への臨時特別給付金を支給する場合、他方の配偶者等は支給を受けられません。

Q. 子どもが児童養護施設等へ入所中なのですが、どうなりますか？

A. 児童養護施設等に支給することになります。

お問い合わせは



宜野座村役場 健康福祉課 児童福祉係

電話：098-968-3253

住所：宜野座村字宜野座296番地

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに宜野座村から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに宜野座村の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。